生駒市水道事業管理規程第2号

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年 3月29日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程の一部を改正する規程 市長から事務委任された事務に関する事務分掌規程(平成24年3月生駒市水 道事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「業務係」を「管理係」に、「計画係 工務係」を「工務係」に改める。

第4条業務係の項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加え、同項を同条管理係の項とする。

- (1) 汚水処理施設の基本構想及び基本調査並びに基本計画に関すること。
- 第6条計画係の項を削り、同条工務係の項中第6号を第9号とし、第1号から 第5号までを3号ずつ繰り下げ、同項に第1号から第3号までとして次の3号を 加える。
 - (1) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定及び事業計画に関すること。
 - (2) 公共下水道の普及促進に関すること。
 - (3) 下水道補助事業の申請に関すること。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。